

# 「戦後」日朝関係における「経済の論理」

## 日朝貿易の史的展開とその背景を手掛かりに

谷 京

(元・一橋大学)

はじめに

1965年の日韓国交正常化に際して、日本政府は韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定し、北朝鮮との関係を「白紙の状態」で維持した。日本政府は金日成政権を事実上の政治的実体として認め、国内外の条件と状況が成熟すれば、日朝関係の改善と正常化を目指す意図を有していたとされる(李元徳 2011: 335)。確かに、たとえば1970年代前半のデタントは、日朝国交正常化への大きな機会をもたらした。自由民主党議員を含む234名の国会議員によって、日朝間の国交樹立を目標に掲げた日朝友好促進議員連盟が結成され、北朝鮮側も日本に対する日韓基本条約の破棄要求を取り下げ、むしろ南北朝鮮に対する「均等な政策」を要求するようになった(高崎 2004: 18-19)。

しかし、日朝国交正常化交渉の開始は、結局1990年の金丸信訪朝を待たねばならなかった。しかも、翌年の頭からようやく開始された日朝国交正常化交渉は、日本人拉致問題や北朝鮮の核・ミサイル開発が発覚したことで、早々に暗礁に乗り上げた。2002年には日朝双方が国交正常化の早期実現を目指し、努力することで合意した「日朝平壤宣言」が発表されたが、いまや忘れ去られた感さえある。日本の政治家は「戦後政治の総決算」や「戦後レジームからの脱却」を唱えてきたが、そもそも日朝関係においては「戦後」が始まってすらいない。

それでも、東アジア冷戦下における日朝関係を振り返ると、政治面では停滞を続けた一方で、いわゆるロー・ポリティクスの領域では1950年代半ば以降、在日朝鮮人の北朝鮮帰国事業や日朝貿

易を通じた関係構築が進んだことも事実である。とりわけ日朝貿易には日本社会党、日本共産党、在日朝鮮人総聯合会などの「左派勢力」だけでなく、自民党議員や財界人も関与していた。そして、日本政府は韓国政府の猛反発にもかかわらず、経済界の北朝鮮との接触を黙認した。つまり、日本政府は東アジア冷戦下において、政治面では韓国との国交正常化を選択しながらも、経済面では「政経分離」にもとづく日朝貿易の拡大を図ったといえる。

それでは、なぜ日本政府は経済界の北朝鮮との接触を黙認し、ときには自民党議員や財界人も日朝貿易に積極的であったのか。これまで、筆者は1960年代前半における日朝貿易の制限緩和の過程に着目し、通産省、大蔵省、経済界の「経済の論理」が外務省の「冷戦の論理」を上回ることによって、東アジア冷戦下の日朝貿易は拡大したと論じてきた(谷 2021)。本稿では同論文の成果を土台として、より幅広い歴史的文脈のなかに日朝貿易を位置づけることで、「戦後」日朝関係における「経済の論理」の存在とその歴史的意義を明らかにしたい。

### 1. 日朝貿易の歴史的背景

日朝貿易の歴史的背景として、まずは植民地朝鮮(特に北部)が日本にとってどのような経済的重要性を有していたのかを整理したい。当初、日本は植民地朝鮮の鉱山開発において、列強に大きく遅れをとった。しかし、大戦景気と戦後恐慌を経て、次第に植民地朝鮮の鉱業を掌握した。また、石炭鉱業については、日本人が早い段階から事実

上独占した（庾炳富 2004: 94-95）。朝鮮産石炭は、おもに日本海軍の船舶用燃料として使われたほか、技術革新にもなって工業用燃料や人造石油の原料としても用いられるようになった（『中外商業新報』1916年1月14日；『京城日報』1923年3月11日；岩間 2016: 83-84）。このような新しい需要もあって、植民地朝鮮の石炭鉱業の実質生産額はほぼ右肩上がりで推移した（原 2008: 258）。

個々の鉱物資源に着目すると、特に朝鮮産無煙炭は「重要鉱産物の一つで、内地では此種の石炭は全く見当たらない」ため、植民地朝鮮が日本本国の需要を支えていた（朝鮮総督府殖産局鉱山課 1933: 1）。また、朝鮮半島には鉄鉱石も豊富に存在したため、三菱鉱業や久原鉱業といった財閥が植民地朝鮮に進出し、大規模な製鉄所を建てた。これらの製鉄所で作られた鉄鋼は、おもに兵器の生産に用いられた（木村 2016: 48-49）。さらに、朝鮮半島は日本本国では得られない各種の軽金属資源を有し、とりわけ北部では大規模水力発電所から多くの電力も確保できた。そこで、戦時期には軽金属工業も軍の指示で推進され、多くの工場が財閥によって建てられた（朝鮮総督府殖産局 1935: 10; 木村 2016: 49）。

このように、1920年代から1940年代前半にかけて鉱工業が急速に発展した朝鮮半島は、日本にとって重要資源の供給地であった。したがって、敗戦にもなう植民地朝鮮の喪失は、日本経済に危機をもたらした。具体的には、植民地朝鮮の喪失による経済的損失は5.72億円と試算され、とりわけ鉄鉱石や石炭は「絶対輸入ヲ必要」とする深刻な需給状況と判断された<sup>(1)</sup>。そこで、日本政府は東アジアとの経済関係の再構築を企図し、敗戦直後から「東亜諸地域との分業協力関係」にもとづく経済再建構想を打ち出した（外務省特別調査委員会 1946: 90）。特に朝鮮半島との経済関係については、「内鮮依存の関係は依然将来に於て一時断たれた糸を何等かの形に於て再びつなぐに至るであらう」として、日朝間の経済再結合が期待された<sup>(2)</sup>。

ところが、このような日本と東アジアとの経済関係の再構築は、峻烈な初期占領政策を前に実現困難となった。占領下の日本は厳しく統制された

管理貿易体制下で、輸出入ともに米国を主要な貿易相手国とした（金子 2002: 31-34）。他方で、事前に想定された東アジア各国・地域との貿易は、ほとんど行われなかった。また、朝鮮半島の南北分断の結果、ソ連に占領された朝鮮北部との貿易は実質的に不可能となった。米国に占領された朝鮮南部との貿易は米国の管理下で進められたが、きわめて少額にとどまった（通商産業省通商局通商調査課 1956: 付録統計表; 金子 2002: 58-59）。

それでも、1947年頃には米国も日本と旧植民地（朝鮮、台湾、満洲）との経済関係の再構築を目指すようになった。米国はアジアにおける反ソ戦略の一環として、日本を「反共の防壁」とすることを企図し、東北アジアとの経済関係の再構築による日本経済の早期再建と自立化を志向したのである。実際、1948年の中央情報局文書は「過去と同様に、日本経済が工業を基盤に機能するには、現在ソ連によって直接に、間接に、あるいは潜在的に支配されている東北アジア諸地域——とりわけ中国北部、満洲、朝鮮——へのアクセスが不可欠である」とさえ述べていた<sup>(3)</sup>。

しかし、中華人民共和国の成立をはじめ、東アジアにおいても冷戦構造が固定化されるにつれて、中国北部、満洲、北朝鮮を日本経済と結びつけることは困難になった。そこで、東南アジア諸国とともに、日本経済の後背地としての役割を担わされたのが韓国であった。日米の政策決定者は、韓国のコメと市場に大きな期待を抱いて、日韓通商交渉に臨んだ。韓国政府もまた、日韓経済「再結合」を通じた「経済復興」戦略を追求していた（太田 1999: 4-5）。

もともと、日韓両国は最初から同床異夢であった。韓国側は日韓経済「再結合」による「経済復興」を図ると同時に、植民地期以来の対日経済従属の克服も目論んでいた。そこで、韓国政府代表は貿易収支の均衡のため、海苔をはじめとする韓国産品の輸入を日本側に要求した。他方で、日本側はむしろ植民地朝鮮との垂直的な経済関係を日韓貿易によって再現しようと企てていた（谷 2022: 163）。それゆえ、日本が韓国から原材料を輸入し、生産した製品を韓国に輸出するという貿易構造は自明視された。そして、この枠組みから外れた韓

国産品は、日本にとっては何らの重要性も有さなかった（太田 1999: 39）。

結局、占領期の日韓通商交渉は個々の論点をめぐって激しく対立し、実際の日韓貿易額も伸び悩んだ。その結果、韓国政府が大幅な対日入超を嫌ったこともあり、日韓両国は次第に日韓貿易への関心を失った。もっとも、韓国経済は朝鮮戦争以降も対日輸出に依存し続けた。それゆえ、日韓貿易は日本にとっては取るに足らないものである一方で、韓国にとってはきわめて重要であるという日韓経済関係の非対称性が生み出された（谷 2022: 166）。

他方で、解放後にソ連の後ろ盾を得て指導的地位を確立した金日成は、重要産業部門の国有化を通じて、経済建設を進めた。北朝鮮経済は植民地期の生産水準には届かなかったものの、政治的混乱を続ける朝鮮南部とは対照的に、相当程度の発展を達成した（和田 2012: 42-43; 木村 2016: 53）。その後、北朝鮮経済は朝鮮戦争によって甚大な被害を受けた。それでも、金日成はソ連や東欧諸国の支援を受けつつ、重工業優先の経済計画を遂行した。その結果、朝鮮戦争後の北朝鮮経済は、目標を上回る速度と規模で生産を回復した（木村 2016: 60, 89）。また、金日成は 1950 年代半ばに生じた権力闘争に勝利し、国内政治の安定化にも成功した。金日成は、満洲派による独裁の完成と韓国に対する体制実績の優越という二つの「勝利」を収めたのである（木宮 2018: 76）。そして、北朝鮮が朝鮮戦争による破壊を乗り越えて復興事業を成し遂げたことは、日本から見れば、かつての重要資源の供給地の「再登場」を意味していた。

## 2. 日朝間接貿易の展開過程

それでは、このような歴史的背景を有する日朝貿易は、どのように展開されたのか。朝鮮戦争が国境をほとんど変えないかたちで休戦し、朝鮮半島の南北分断が事実上固定化されると、日本の貿易業界は北朝鮮との取引を模索し始めた。1955 年 1 月には、漁業協定交渉を進めるなかで副次的に日朝貿易の商談が成立し、日朝貿易の許可を求める正式申請が通産省に提出された。ここで注目

すべきは、同年 2 月 25 日の南日声明によって北朝鮮の対日接近が本格化する以前の段階から、通産省が日朝貿易関係業界に同調して、日朝間の取引を認めようとした点である。すなわち、対韓関係を優先する外務省が日朝貿易を認めない方針をとった一方で、通産省は貿易拡大および国内需給の観点から日朝貿易を許可しようとした<sup>(4)</sup>。

「自主平和外交」を掲げる鳩山一郎首相もまた、北朝鮮の南日声明には好意的な姿勢をとった。鳩山は朝鮮半島における「二つの朝鮮」を認めるかのような等距離外交を唱え、対韓関係より対朝関係を優先する態度すら見せた（金恩貞 2018: 133）。南日声明と鳩山の積極的姿勢により、日朝貿易の実現を目指す日本国内の動きはさらに活発化した（村上 1996: 97）。当然、韓国政府は南日声明以降の日本国内における親北朝鮮ムードを警戒し、日本が「万一韓国の当面の敵たる北鮮と何らかの関係」をもった場合は「両国関係をすら断絶する」と繰り返し言明した。そこで、6 月 3 日、対韓関係を優先する外務省アジア局は、当面は日朝貿易を認めないと正式に決定した<sup>(5)</sup>。

ところが、8 月 18 日、日朝貿易の機運の高まりや第 3 次日中民間貿易協定の締結に反発した韓国政府は、日本との経済断交に踏み切った。韓国政府の対日経済断交は、日朝貿易の実現に追い風となった。もともと日朝貿易に積極的であった通産省に加え、外務省経済局でも「韓国の経済断交措置により日韓関係は現在以上に悪化する惧れがない」として、日朝貿易を認めようとする動きが出てきたからである<sup>(6)</sup>。ただし、日朝貿易の実現への逆風も同時に吹いた。すなわち、韓国政府の対日強硬措置は経済断交にとどまらず、小康を保っていた李承晩ライン付近における日本漁船の拿捕再開に至った。その結果、日朝貿易を認めないことが「対韓考慮より賢明」であるとの判断より、日本政府は 10 月 24 日の各省次官会議において「政府としては北鮮との貿易その他の接触を認めない」と決定した<sup>(7)</sup>。この次官会議決定は、のちに日朝貿易関係業界の実力行使によって有名無実化していくものの、日本政府が日朝貿易を制限する前提となった。

とはいえ、すでに通産省や外務省経済局が日朝

貿易を容認する方向へと傾きつつあったこともあり、北朝鮮との貿易を禁止する決定が法的拘束力や罰則規定をもたない次官会議決定にとどまったことも事実である。つまり、日本政府は日朝貿易の可能性を完全に断とうとしたわけではなく、むしろ次官レベルで方針を変えれば、いつでも北朝鮮との取引が可能になる状況を形成したといえよう。

それゆえ、次官会議決定後も日朝貿易を模索する民間の動きは弱まらなかった。1956年6月、東邦商会や東工物産など日本側貿易商社の代表が北朝鮮を訪問し、朝鮮貿易会社と大連経由の取引契約を結んだ。この取引は大連港で陸揚げ・船積みを行い、大連と朝鮮の区間は北朝鮮側が陸送することで、形式上は日中貿易を装った（宮原1964: 5）。9月27日、無煙炭3000トンを積んだ第一船が日本に入港し、ついに日朝貿易が開始された。

日本政府は前年の次官会議決定、そして韓国政府の猛反発にもかかわらず、この日朝間接貿易を黙認した。なぜならば、日本の貿易管理令は北朝鮮との貿易自体を禁止しているわけではなかったため、業者側に外貨決済の制限を回避されれば、日朝貿易を阻止する術がなかったからである。すなわち、当時の日本政府は大蔵省令の「標準決済方法に関する規則」を法的根拠として、日朝貿易を規制していた。具体的には、同規則別表4においてスターリング地域、特別指定地域、特別決済勘定地域以外の地域との決済通貨をドルと規定することで、日本政府は日朝貿易を外貨決済面から不可能にしていた。米国の外国資産管理令は、ドルを北朝鮮との決済に使用すれば、国籍にかかわらず制裁を加えると規定していたからである<sup>(8)</sup>。ところが、この取引では日朝間の決済は中国の銀行を経由したため、日本政府は日朝間接貿易を制限できなかった。

日朝間の貿易額は順調に増加し、1957年9月には民間レベルの「日朝貿易協定」が結ばれた。この協定は、「日朝両国間の貿易を発展させ両国人民間の友好を増進するために、平等互恵の原則に基づき」という目的と原則を掲げた。取引目標額は片道600万ポンドで、品目、取引契約、決済、

輸送、商品検査、紛争解決と仲裁などの項目が立てられた。また、相互の見本市開催と通商代表部設置、貿易・技術関係者や専門家の相互派遣の実現、両国政府間協定の速やかな締結のための努力も合意された<sup>(9)</sup>。

日朝貿易協定の締結によって、日朝間の商談はますます活発になり、北朝鮮産石炭4万3000トンの輸入という大口の契約も交わされた（『読売新聞』1957年11月15日）。日朝貿易の急速な進展の背景には、北朝鮮の積極的な貿易政策が存在した。すなわち、北朝鮮は同年5月にインドネシアと貿易協定を結んで以来、国交をもたない国々とも貿易協定の締結を図り、イギリスや西ドイツとも貿易協定交渉を進めていた（『朝日新聞』1957年9月29日）。このような北朝鮮の積極的な貿易政策が、日本の貿易業界に「国際競争に取り残され、折角の好市場を失う」ことになるという焦りをもたらししていた<sup>(10)</sup>。

1957年に年間で約400万ドルを記録した日朝貿易額は、1958年1月から5月上旬までの4ヵ月あまりで再び400万ドルに達した<sup>(11)</sup>。同年4月には、日朝貿易会と日本国際貿易促進協会が日朝貿易協定にもとづく取引を実行するため、22社からなる訪朝日本実業団を編成した。そして、日朝貿易協定の取引額1200万ポンドのうち、約700万ポンドの輸出入契約を交わした（日朝貿易会1970: 22）。

ところが、その直後の5月2日、長崎のデパートで飾られていた五星紅旗を右翼青年が引きずり下ろすという長崎国旗事件が起こった。1952年以来、日中間では「積み上げ方式」で経済文化交流が展開され、中国の第1次5ヵ年計画の順調な進展とともに、日中貿易も急速に拡大していた。しかし、中国側は長崎国旗事件を契機に態度を硬化させ、日中関係が全面的に断絶した（井上2010: 145-148）。その結果、大連を経由することで日中貿易の体裁をとっていた日朝貿易もまた、中断を余儀なくされた。

日中貿易関係業界は貿易再開のための業界大会や陳情書の提出など、ただちに活発な運動を展開した。また、日朝貿易会も日朝直接貿易の実現と日中貿易の再開を目標に、関係業界と広く提携す

る方針を定めた。そして、1958年9月には日本国際貿易促進協会、日朝協会、日朝貿易会が日朝貿易協定の延長を朝鮮国際貿易促進委員会に申し入れた。しかし、北朝鮮側は「直接貿易が行われず、友好と互恵平等を基礎とする協定の実施が岸政府の非友好的態度により阻害されている下では協定は空文に等しい」と延長を拒否したため、同月26日に日朝貿易協定は失効した（日朝貿易会1959: 12-13）。

北朝鮮側との交渉が難航するなか、日朝貿易再開の契機をつくったのは大蔵省であった。1958年12月、西欧諸国の通貨交換性回復にともない、日本政府は「標準決済方法に関する規則」を改正することになった。外務省は標準決済規則の改正に際し、これまでどおり日朝貿易を決済面から阻止できるようにするよう大蔵省に申し入れた。その結果、同規則の別表4は「北鮮から受領し、若しくは北鮮へ支払う通貨はない」と改正され、北朝鮮との取引は従来と同様に標準外決済となった<sup>(12)</sup>。

ところが、この改正によって、日朝貿易再開への思わぬ「抜け穴」が生じた。香港などの第三国を決済地とすれば、北朝鮮との取引が標準決済の要件を満たすことになったのである<sup>(13)</sup>。標準決済規則の改正の結果、第三国地決済の日朝貿易を抑えられなくなったことについて、大蔵省は為替管理の一般的緩和によるものであり、やむを得ないと主張した。また、日朝貿易に「積極的意向」を有する通産省も大蔵省の意見に同調した<sup>(14)</sup>。他方で、外務省も標準決済規則の改正によって生じた「抜け穴」をふさぐことは難しいと考えていた。新たに貿易管理令で北朝鮮とのいかなる貿易も認めないと明確に規定すれば、日本政府の貿易自由化という根本政策や対共産圏貿易の促進方針と矛盾するため、関係各省の強い反対が予想されたからである<sup>(15)</sup>。

外務省が日朝貿易の阻止を断念すると、高碓達之助通産大臣は事務当局に対して日朝貿易を認める方向での各省の調整を指示した<sup>(16)</sup>。これを受けて、通産省は1959年5月、通関書類上で原産地、船積地、仕向地が北朝鮮と明示されていないかぎり、対北朝鮮物資の通関を「暗黙に認めても差支

えな」との税関宛通達案を作成した<sup>(17)</sup>。日朝貿易に積極的な通産省が対韓関係を優先する外務省を押し切り、第三国地決済の日朝貿易再開を黙認したのである。

日朝貿易の再開が日本政府から黙認されると同時に、再び日朝貿易に追い風が吹いた。在日朝鮮人の北朝鮮帰国事業の進展によって、日韓関係が急速に悪化したのである。同年6月11日、帰国事業の進展に反発した駐日韓国代表部は対日通商業務を停止した。これに対し、大蔵省は通商上の報復措置として対韓輸出手形の買取り停止を市中銀行に指示したため、日韓貿易が断絶した。さらに、駐日韓国代表部が信用状の新規開設を凍結すると、日本側は在日韓国商社の追放という強硬な対応策をも用意した<sup>(18)</sup>。

日本側の強硬な姿勢の背景には、前節で指摘したように、日韓通商交渉の帰結として形成された日韓経済関係の非対称性が存在した。すなわち、鉄鉱石、黒鉛、マンガン鉱などの金属鉱物と海苔の対日輸出は、韓国の輸出総額の50%以上を占めていた。しかし、日本の金属鉱物の輸入総額において、韓国からの輸入が占める割合は1.2%に過ぎなかった。同様に、繊維製品の対韓輸出は日本の輸出総額のわずか0.3%、機械類の対韓輸出も0.5%を占めるに過ぎなかった。要するに、日本の貿易全体における対韓貿易の地位は取るに足らないものであった一方で、韓国の貿易全体における対日貿易の地位はきわめて重要で、日本は韓国にとって欠かせない輸出入市場であった<sup>(19)</sup>。このような日韓経済関係の非対称性ゆえ、日本政府は韓国政府による帰国事業への反発に対し、強硬な通商上の報復措置をとれた。それどころか、通産省は韓国から輸入する予定であった無煙炭の代替輸入先として、北朝鮮をあげる有様であった<sup>(20)</sup>。

1959年6月25日、中断を続ける日韓貿易とは対照的に、標準決済規則の盲点を突いた第三国地決済の日朝貿易が開始された。同年12月には、政府の事前承認を必要としない物資について、日本政府は第三国地決済を条件に北朝鮮への直接輸出を容認し、北朝鮮への輸出直航の政府許可を受けた第一船「高星丸」が横浜を出港した。日朝貿

易の取引額は、翌年5月末までに対北朝鮮輸出386万ドル、対北朝鮮輸入140万ドルに達した。長崎国旗事件で中断を余儀なくされた日朝貿易は、帰国事業にともなう日韓関係の悪化にも助けられて、再び軌道に乗ったのである。

### 3. 日朝直接貿易の模索

1959年6月末に再開した日朝貿易は、香港を経由する方法で行われた。すなわち、取引の契約先の香港の商社にしたうえで、日朝間を結ぶ貨物船はいったん香港に立ち寄った。先述のとおり、日本政府の事前承認を必要としない物資については北朝鮮への輸出直航が認められたものの、事前承認を必要とする対北朝鮮輸出品とすべての対北朝鮮輸入品は、香港経由の輸送を余儀なくされた(宮原 1964: 6)。しかも、香港を経由する方法では、中継手数料として取引額の3%弱を香港の商社に支払わなければならないため、輸送費が非常に高かった<sup>(21)</sup>。

それでも、日朝双方は貿易拡大に積極的であった。朝鮮国際貿易促進委員会は相川理一郎日朝貿易会理事を通じて、日本との取引希望品目を詳細に伝えた。北朝鮮の対日輸入希望品目は火力発電をはじめとする各種プラントや鋼材であり、対日輸出希望品目は鉄鉱石や無煙炭、黒鉛などを中心とする鉱物資源であった。特に鉄鉱石と無煙炭は、年間30万トンが供給可能とされた。北朝鮮の取引希望にもとづき、日朝直接貿易に踏み切った場合、その取引額は少なくとも初年度片道1000万ドル、多ければ初年度片道5000万ドルに達すると見込まれた<sup>(22)</sup>。他方で、日本側でも日朝貿易への動きは活発になりつつあった。日本国際貿易促進協会をはじめとする関係5団体は、第33回臨時国会に際して、日朝直接貿易の実現を要求する請願運動を展開した。この請願運動には、東工物産(日中貿易専門商社)のほか、東邦商会(古河系列)、和光交易(丸紅系列)、第一通商(三井系列)など大手企業のダミー商社も参加していた(朴正鎮 2012: 427)。

1960年3月、日朝貿易会は日朝直接貿易の許可を求める「日朝貿易正常化に関する陳情書」を

外務省に提出した。この陳情書は、日本政府が日朝貿易を規制し続けても、韓国政府の態度好転は期待できないと指摘し、日朝直接貿易の必要性について次の4点を主張した。第一に、平和共存という世界的潮流のなか、経済の国際競争が激化しており、日本も「海外の安定した市場の確保と近接国の資源の効率的活用」の必要に迫られている。第二に、北朝鮮は経済の発展にともない、その購買力を増大させており、約600億円の火力発電設備と年間数百万トンの有煙炭の購入を希望している。地理的にも近い北朝鮮は、日本にとって「きわめて有利かつ安定性のある取引先」である。第三に、日本は鉄鋼業の巨大な発展にともない、近い将来3000万トンにおよぶ鉄鉱石の輸入を図らなければならない。北朝鮮の鉱物資源は、ほかの地域より有利な価格で買付け可能であり、日本の「産業の体質改善と生産原価の引き下げ」に大きく寄与する。北朝鮮からの鉄鉱石の輸入は、日本経済の「必至の要請」である。第四に、西欧各国は北朝鮮との取引を年々拡大させている。香港経由の日朝貿易では多額の中継手数料と無用な運賃を支払わなければならない、日本は西欧諸国との競争上、きわめて不利な状況にある<sup>(23)</sup>。

日朝貿易会は発足以来、日朝協会と緊密な連携をとってきた。その意味で、日朝貿易がいわゆる日朝友好運動の一環として、「友好貿易」の要素をもっていたことは否定しがたい。しかし、この陳情書はあくまでも日朝貿易の経済的重要性を強調した。陳情書に掲げられた数字を鵜呑みにはできないが、北朝鮮が安価な鉱物資源を豊富に有していることやプラント設備の大型契約を結ぼうとしていたこと自体は事実であった。たとえば、当時の鉄鉱石の国際価格は1トンあたり約11ドルであったが、北朝鮮の茂山鉄鉱石は1トンあたり約7ドルで購入できるといわれた<sup>(24)</sup>。

日朝貿易が単なる「友好貿易」にとどまらない経済的重要性を有していたことは、日本の経済界の動きからもうかがえる。同年5月31日、東工物産の川瀬一貫社長は池田勇人通産大臣に「鉛精鉱の標準外決済の輸入許可に関する件陳情」を提出した。この陳情書は、フランスの商社との間で成約した北朝鮮産鉛精鉱6000トンの輸入許可を

求めるものであり、北朝鮮から鉛精鉱を輸入する必要性を次のように強調した。

御高承の如く北鮮検徳鉱山は嘗て我国の経営下にあり、品質その他の条件は我国需要家の熟知するところであり、又至近距離にある関係上我国の緊急需要に応ずる最も好適な供給源であるため、予ねてその輸入が待望され来たつたものがあります。<sup>(25)</sup>

高度経済成長（岩戸景気）による日本国内の重化学工業の急速な発展にともない、経済界は需要が逼迫した鉱物資源の確保に奔走していた。豊富な鉱物資源を有し、地理的にも近い北朝鮮は、日本にとって重要な輸入先の一つと目された。しかも、北朝鮮の鉱山のほとんどが、植民地期は日本人によって経営されていた。それゆえ、川瀬が述べたように、戦後日本の財界人は北朝鮮の鉱物資源の特徴を熟知していた。つまり、北朝鮮の鉱物資源は他地域の鉱物資源に比べて、日本の経済界が活用しやすいものであった。日朝貿易は、たとえ全体としては少額にとどまったとしても、特定の品目に着目すれば、大いに経済的重要性を有していたといえよう。

日朝貿易関係業界の攻勢を受けて、通産省や大蔵省からも日朝貿易に対する制限の再検討を求める声が強まった。そこで、同年6月12日、外務省経済局東西通商課が関係各省の課長レベル会議を開き、日朝貿易の経緯と問題点を話し合うこととなった。同会議では、他省庁と貿易業者との間で板挟みになる主務官庁としての強い不満を有していた通産省が、対北朝鮮貿易制限の法的正当性に疑念を抱く大蔵省とともに、標準決済規則の条文の修正を主張した<sup>(26)</sup>。

同会議の翌日には、早くも大蔵省為替局企画課が外務省経済局東西通商課に対し、為替自由化にともなう標準決済規則の改正案を申し入れた。従来の標準決済規則では、標準決済による輸入の一要件として「当該貨物の原産地及び船積地が別表第4に掲げる当該指定通貨に係る地域に属していること」と規定されていた。北朝鮮を原産地または船積地とする輸入取引は、この条文の要件を満

たせなかったため、日本政府に阻止された。ところが、大蔵省の改正案では、この条文が「オープン勘定地域を原産地とする輸入貨物の支払はオープン勘定により行なうものとする」という文言に改められた。これにより、オープン勘定地域以外からの輸入について、原産地および船積地に関する要件が失われた。すなわち、北朝鮮からの輸入も第三国を決済地とする限り、対北朝鮮輸出と同様に標準決済として扱われ、日本政府の承認が不要とされたのである<sup>(27)</sup>。

標準決済規則の改正案は、外務省経済局から外務省アジア局に取り次がれた。ところが、アジア局は同案に対してなかなか態度を示さなかった。しびれを切らした大蔵省は、貿易と為替の自由化にともない、早急に標準決済規則を改正したいと再び外務省に申し入れた。1960年8月6日、ついにアジア局は大蔵省の標準決済規則の改正案に反対しないことを決定した。アジア局が標準決済規則の改正に同意した理由は、次の二つである。第一に、アジア局自身、標準決済規則の改正によって第三国地決済の対北朝鮮輸入を黙認しても大きな問題はないと考えるようになっていた。アジア局は「本件改正によっても、北鮮との直接貿易は依然として禁止され、改正の結果認められるものは、第三国決済の貿易であり、狭義の北鮮貿易ではない」と解釈することで、標準決済規則の改正案と次官会議決定との矛盾を解消させたからである。第二に、日朝貿易関係業界からの圧力に加えて、通産省と大蔵省も「外務省に関係なく、対北鮮貿易を個別的に許可しようとの考え方（例えば大蔵・通産専管事項たる標準外決済による輸入を、外務省に事前の連絡なく許可する等）すら真面目に研究」するほど、標準決済規則の改正に積極的であった<sup>(28)</sup>。

また、外務省アジア局は標準決済規則の改正に関し、韓国と米国への対応についても前もって検討した。韓国に対しては、狭義の日朝貿易、すなわち日朝直接貿易は標準決済規則を改正しても認められないため、「政府として北鮮貿易を認めないとの立場に変わりはない」との説明が可能であった。米国に対しては、貿易と為替の自由化にともない、第三国地決済の日朝貿易は規制しえな

くなったことを説明するとした。さらに、北朝鮮に対する戦略物資の輸出については、「コムの規定が当然遵守されることを確認する」としながらも、イギリス、西ドイツ、フランスなどの西欧諸国が北朝鮮と直接貿易関係を有している点を指摘するとした。この主張の背景には、1958年の「対中共統制緩和審議」の経験があった。すなわち、同審議では、コム加盟国のなかでも貿易依存度の高い西欧諸国や日本が政治的理由から特定の共産圏国に重い貿易制限を課すことは、大局的には利益にならないと主張された。米国は、当初この主張を否定したものの、最終的には承認していた。外務省アジア局は、この経緯を指摘することで、貿易依存度の高い日本が北朝鮮に対して重い貿易制限を継続するのは得策ではないと米国を説得しようとしたのである<sup>(29)</sup>。

このように、外務省アジア局は韓国と米国への対応を検討したうえで、標準決済規則の改正および第三国地決済の対北朝鮮輸入の黙認を決定した。しかし、標準決済規則の改正案への同意は、外務省全体としての決定には至らなかった。その理由は、次のような外務省の情勢判断であった。

外務省としては、昨年4月、韓国に革命が起り、対日友好の線が強くなり、10月には日韓会谈予備会談が開かれ、国交正常化のための交渉早期妥結が期待されたので、韓国側に日本側の誠意をいささかでも疑われる可能性のあった本件改正は、タイミングの点で難しい<sup>(30)</sup>

1960年、強硬な対日姿勢を維持し続けた李承晩政権は、四・一九革命によって崩壊した。李承晩に代わって政権を掌握した張勉は、以前から日韓国交正常化を望んでおり、積極的に日本に接近していた。張勉は「日韓経済協調論」をはじめ、特に日本との経済関係の改善に熱心であった。他方で、池田勇人首相も張勉政権の発足に祝電を送り、小坂善太郎外相の訪韓を推進した。1960年9月6日、小坂は日本の閣僚として戦後初めて、韓国を公式に訪問した。小坂は韓国政府の首脳部と会談し、経済協力構想について議論した（金恩貞2018: 189-191）。要するに、経済協力方式による請

求権問題の「解決」に積極的な張勉政権が登場したことで、日韓関係は大幅に改善された。そして、日韓関係の悪化が日朝貿易の追い風となった1950年代後半とは対照的に、この時期の日韓関係の好転は日朝貿易の拡大を妨げた。外務省は、通産省と大蔵省が主張する標準決済規則の改正、および第三国地決済の対北朝鮮輸入に反対し、これを抑えることに成功した。その結果、1960年内の標準決済規則の改正は見送られたのである。

#### 4. 日朝直接貿易の実現過程

張勉政権の登場にともなう日韓関係の好転により、1960年内の標準決済規則の改正ないし日朝間の直接輸送の実現は叶わなかった。日朝貿易関係業界は香港経由の取引を余儀なくされるなかで、ついに実力行使に踏み切った。1960年10月11日、第一通商が手配したアンナー・プレサス号は、銑鉄3000トンやタルク500トンなどを積み、清津を出港した。第一通商は同船に香港を経由させることなく、同月16日に直接芝浦へ入港させた。そして、香港を経由しなければ貨物を没収するという税関当局に対して、通関を要求し続けた（日朝貿易会1970: 30）。

第三国地決済の対北朝鮮輸入を認めるべきとする通産省と大蔵省の主張は、日朝貿易関係業界が実力行使に踏み切ったことで、いっそう強まった。他方で、1960年10月25日に開始された第5次日韓会谈は、当初の期待とは裏腹に難航した。しかも、外務省アジア局北東アジア課は第5次日韓会谈の停滞を「予想したとおりの事態」と諦観し、もはや日朝貿易に関して「日韓関係を考慮することの必要は薄らいだ」と判断した<sup>(31)</sup>。そして、同課は翌年2月17日、ほかの貿易・為替自由化の措置とともに標準決済規則の改正を「実施しても差支えない」と認めた<sup>(32)</sup>。さらに、翌月には外務省の主管局であるアジア局も「北鮮貿易を全面的に抑圧するのは必ずしも得策ではなく、かたがた日韓会谈の妥結の見とおしがつかない状況の下にあって、対北鮮直接輸入程度の措置は大勢に影響するところ少ない」と判断し、大蔵省の標準決済規則の改正案に同意した。その結果、日本政

府は同年4月1日を期して標準決済規則を改正し、ついで北朝鮮直接輸入を認めることになった<sup>(33)</sup>。

ただし、標準決済規則の改正とその結果として予想される日朝貿易の規制緩和は、「対韓国関係上依然微妙な問題」であった<sup>(34)</sup>。それゆえ、同時期に中国をはじめとする国交未回復の共産圏諸国が強制バーター地域から外されたにもかかわらず、北朝鮮だけは強制バーター地域に残された。また、北朝鮮の貿易関係者の日本入国も認められないままであった(宮原 1964: 6)。

それでも、日朝貿易会は日朝間の直接輸送の実現を「わが国貿易業界を中心とする国民の貿易正常化のための長年の努力と朝鮮側の一貫した対日貿易態度にほかならず、同時に、日朝貿易禁止の理由とされてきた日韓会談が、国民の反対にあって早期妥結を阻まれている結果にほかならず、また「互恵平等の正常な貿易を築き上げるための基礎的条件が生み出」されたとして、高く評価した(日朝貿易会 1961: 45)。実際、日朝間の直接輸送が実現した結果、日朝貿易額は着実に増加した。1961年の取引額は前年比で約1.8倍、仲介輸出も含めると約2.7倍に伸びた(宮原 1964: 7)。

もちろん、韓国側は日朝間の直接輸送の実現に強く反発し、駐日韓国代表部による口上書という形式で次の5点を主張した。第一に、日本政府の措置は日朝間の直接貿易を認めるものであり、必然的に北朝鮮を援助するものである。これは韓国に対する「非友好的措置」であるのみならず、国連安保理決議と国連総会決議にも反する。第二に、早期の国交正常化に向けて第5次日韓会談が進行しているさなかに、日本政府があえてこのような非友好的措置をとることは理解に苦しむ。第三に、1955年の次官会議決定にもとづき北朝鮮との貿易を禁止するという従来の日本政府の主張と矛盾した措置がとられたことは遺憾である。第四に、韓国政府は日韓貿易の拡大を望んでいるが、日本政府の措置は必然的に日韓貿易額を減少させるであろう。第五に、したがって韓国政府は日本政府の「非友好的措置」に対し、最大級の抗議を申し立てる。そして、ただちに状況を改善するため、日本政府がその立場を真剣に再考するよう強く求める<sup>(35)</sup>。

外務省は駐日韓国代表部からの抗議に対し、次の2点を反駁した。第一に、日本政府の貿易に関する基本的態度は「政治上の問題を離れて、世界のあらゆる国々と自由にこれを行うことにあり、共産圏諸国との貿易についても、自由諸国中の関係国と協調して戦略物資の輸出を嚴重に統制している以外には、原則として統制を行わない」というものである。第二に、このような日本政府の態度は自由主義諸国の一般的動向と一致している。日本政府は日朝貿易の日韓関係に与える影響を考慮し、これまで例外的に全面禁止措置をとってきた。しかし、貿易と為替の自由化を推進するにともない、日朝貿易の制限緩和に対する強い要望が国内関係方面より提起された。日本政府がこのような要望を受け入れなければ、「却ってこれが日韓会談に対する反対ないし日本国と北朝鮮との交流促進を提唱する等の好ましからざる結果」を招くと認められる。そこで、日本政府は「大局的見地」から、貿易と為替の自由化の一環として日朝貿易の制限緩和を実施する<sup>(36)</sup>。

駐日韓国代表部からの抗議に対する外務省の反駁は、かなり踏み込んだ内容といえる。なぜならば、池田内閣の共産圏諸国との貿易に対する基本原則、つまり「政経分離」の原則を北朝鮮にも適用することを宣言したからである。他方で、同反駁では日朝貿易の全面禁止はむしろ日韓会談への反対や日朝交流の促進を招くため、日韓会談のためにも日朝間の直接輸送を認めたとも指摘されたが、これは詭弁的側面が強い。先述のとおり、これまで日朝貿易の制限緩和に反対してきた外務省は、あくまでも第5次日韓会談の難航によって「日韓関係を考慮することの必要は薄らいだ」ため、日朝間の直接輸送を認めたのである<sup>(37)</sup>。1961年4月の日朝間の直接輸送の実現は、1950年代後半と同様に、日韓関係の悪化が日朝経済関係の進展をもたらすパターンに位置づけられよう。

さて、日朝貿易は直接輸送が認められたあとも、貿易管理と為替管理の両面から制約された。貿易管理面では、1961年4月に改正された輸出貿易管理令第1条第2項と輸出貿易管理規則第2条第2項により、北朝鮮は強制バーター地域に定められた。為替管理面では、標準決済規則により北朝

鮮との直接決済が禁じられた<sup>(38)</sup>。そのため、日朝間の決済方法は同月以降も第三国地決済を余儀なくされた。

この第三国地決済は、基本的にはパリの北欧商業銀行（ユーロバンク）を通じて行われたが、さまざまな弊害が存在した。たとえば、ユーロバンク経由で事実上二重に信用状を開設する方式のために、直接決済ならば2日で到着する信用状が電報で1週間以上、郵便では3週間以上を要した。その結果、貨物船が北朝鮮の港に到着しても、ユーロバンク経由の信用状が届かないために船積みできないという事態がしばしば発生した。これは時間の浪費という問題だけでなく、船積みの遅れによって多額の倉庫料を支払わなければならないことにもつながった。そのため、近接した隣国であるにもかかわらず、日朝間の海上運賃はきわめて高くついた。また、北朝鮮の強制バスター地域への編入により対北朝鮮輸入に対する日本政府の事前承認が要求されたが、その取得にも最低2週間、長ければ1ヵ月以上を要した。さらに、第三国地決済自体の経費も高かった。すなわち、信用状の開設に必要な銀行チャージとケーブルチャージは、日朝間の取引では信用状を二重に開設するため、単純に通常の取引の倍額を必要とした。しかも、第三国地を経由するために、信用状の誤記をはじめとするトラブルも起こりやすかった（日朝貿易会 1962: 45）。

それでも、日朝間の直接輸送が認められると、日朝間で活発な商談が展開された。とりわけ大きな商談は、八幡製鉄の稲山嘉寛副社長による北朝鮮茂山鉄鉱石の輸入交渉である。ここで注目すべきは、1960年5月に北朝鮮産鉛精鉱の輸入を図った川瀬一貫東工物産社長と同様に、稲山が日本の経済界は北朝鮮の鉱物資源の「情報、品質については、かねてより熟知して」と述べていることである<sup>(39)</sup>。このような川瀬や稲山の認識は、かつての朝鮮植民地支配の経験に根ざすものといえる。すなわち、第1節で述べたとおり、植民地朝鮮に進出した日本企業は北朝鮮の豊富な鉱物資源を開発した。特に茂山鉄鉱石は、商工省のもとで「総合的鉄鋼国策」の一環として増産が進められ、戦時期に建設された製鉄所の原料鉱に使われた（『中

外商業新報』1936年10月20日；木村 2016: 47-49）。稲山はこの茂山鉄鉱石を安価で購入し、日本最大の製鉄所で利用しようとしたのである。日本の経済界が朝鮮植民地支配の経験から北朝鮮の鉱物資源について「熟知」していたことは、日朝貿易の発展への大きな誘因であったといえよう。

もっとも、茂山鉄鉱石の輸入交渉は、朝鮮金剛協同貿易商社が日本の業界代表の訪朝を求めたことで暗礁に乗り上げた。日本の鉄鋼業界は、当面は業界代表を訪朝させる考えを有しておらず、また「北朝鮮側からの来日は問題にならぬと承知」していたからである。業界代表の代わりに商社員を訪朝させることも検討されたが、適当な人材が見つからなかった。その結果、茂山鉄鉱石の輸入交渉は1961年度の所要鉄鉱石がすでに十分入手できていたこともあって、いったん延期とされた<sup>(40)</sup>。

日朝間の貿易・技術関係者の往来、とりわけ北朝鮮側関係者の訪日実現という問題は、茂山鉄鉱石の輸入交渉が頓挫する一因となっただけでなく、日朝間の直接輸送が認められてから最初の契約でも懸案となった。1961年5月、東工物産と朝鮮金剛協同貿易商社との間で総額26万ドルの中波放送設備の対北朝鮮輸出契約が締結された。8月31日には東工物産と芝電機の代表者が香港経由で訪朝し、取引に関する「最終詳細契約」を締結した。そして、通産省も放送設備の輸出と契約額の10%の後払いを許可した。ところが、この契約では放送設備の検査と試運転のため、北朝鮮側技術関係者の日本入国と立会いが規定されていた。また、パリからユーロバンクを経て東京銀行に開設された信用状でも、北朝鮮側技術関係者による日本での立会検査確認書の提出が代金支払いの条件として明記されていた<sup>(41)</sup>。

日本政府は1961年4月の日朝直接輸送の実現に際し、当面は北朝鮮の貿易・技術関係者の日本入国を認めないとしていた。日本政府が北朝鮮側関係者の入国を認めないことは、次官会議決定が「一応生きている」と解釈するためにも重要な決定であった<sup>(42)</sup>。それでは、なぜ通産省は北朝鮮側技術関係者の日本入国を規定した対北朝鮮輸出契約を認めたのか。実は、東工物産は北朝鮮側技術関係者の日本入国が契約上必要であることを隠

したうえで、通産省の事務当局から放送設備の輸出許可を得ていた<sup>(43)</sup>。しかし、通産省は北朝鮮側技術関係者の日本入国が契約条件であることを知らずに放送設備の輸出を許可したとはいえ、むしろこの輸出契約の実行に積極的であった。

本件輸出を通産省として本年9月、許可している以上、輸出振興、貿易自由化の必要が高まっている現在、更に前記事情により北朝鮮のみについて人の来往を弾力的に運営しない行政的措置自体に問題がある。(非承認共産圏各国、東独、外蒙、中共、北越よりの入国は認めている。)

よって、通産省としては、本件の如く「純粋技術者の来往は真に已むを得ない事由がある場合に限り、次官会議申合事項の特例として認める。」こととして、外務省、法務省入管等の関係者と打合わせ、早急にこの解決を図る必要がある。<sup>(44)</sup>

通産省は、以前から日朝貿易に積極的姿勢を示してきた。しかし、これまでの通産省の主張は、標準決済規則の「抜け穴」により日朝貿易を阻止し得ないという、ある意味では消極的なものであった。ところが、放送設備の輸出にともなう北朝鮮側技術関係者の日本入国問題が浮上すると、ついに通産省は1955年の次官会議決定そのものを批判するようになった。通産省は「輸出振興、貿易自由化の必要が高まっている」なかで、これまで以上に日朝貿易に積極的になっていったといえよう。結局、外務省の反対によって北朝鮮側技術関係者の日本入国は叶わなかったが、東工物産は北朝鮮産トウモロコシ6000トンの買取りを代替条件として契約をまとめ、1962年6月に放送設備の輸出を完了した<sup>(45)</sup>。

さらに、同年7月には通産省通商局が外務省経済局に対し、通産省と大蔵省の「共通意見」として、北朝鮮を強制バーター地域から除外して日朝間の直接決済を認めるよう求めた。その理由には、「貿易為替管理の正常化及び手続の簡素化」と「近く開かれる国会対策」があげられた<sup>(46)</sup>。特に日朝間の直接決済の容認については、通産省以上に大蔵省が積極的であった。大蔵省は、現行の標準

決済規則が煩雑かつ難解であることから、新たに一般的な決済手続規則を定めたいとの意向を有していた。それゆえ、その制定にともない、標準決済規則にもとづく日朝間の直接決済の制限が消滅したとしてもやむを得ないと考えられた<sup>(47)</sup>。

従来と同様に、外務省は日韓関係を理由に日朝貿易の制限緩和に反対した。とりわけ北朝鮮の強制バーター地域からの除外は、為替管理ではなく貿易管理の問題であるため、韓国に不必要な刺激を与えると考えられた<sup>(48)</sup>。それでも、通産省と大蔵省は9月に入ると、「対北朝鮮貿易共同改正案」を作成した。同案の要点は、次の3点である。第一に、為替管理面では、標準決済規則別表4の北朝鮮に関する規定を削り、北朝鮮との直接決済を可能とする。第二に、貿易管理面では、輸出貿易管理規則の付表2を削り、北朝鮮に関して同規則第2条の条件を外すことにより、北朝鮮に対する強制バーター制度を廃止する。第三に、改正の時期は90%輸入自由化が行われる10月1日とする<sup>(49)</sup>。要するに、共同改正案は日朝貿易の制限を「人事の往来を除き、すべて共産圏中の国交未設定たる中共、北越、外蒙、東独及びアルバニア並にしようとするものであった<sup>(50)</sup>。

また、共同改正案には、為替管理面では「IMFに対する決済規則緩和に関する申し開きの一環としての意味」もあった。すなわち、大蔵省は10月に開かれる予定のIMFコンサルテーションに備え、標準決済規則の簡素化を企図していた<sup>(51)</sup>。したがって、この共同改正案は7月の「共通意見」と同様に、大蔵省のイニシアチブで作成されたと推測される。

外務省は9月5日の幹部会で「改正案そのものには原則的に異議はない」としながらも、共同改正案の実施期日については「日韓会談との関係上、大蔵、通産両省の予定する期日に行なうことは絶対回避すべし」と決定した。まず、外務省は通産省に共同改正案への反対を通達した。通産省は、外務省の意向を「容れざるを得ない」と回答した。次に、同月10日、赤谷源一外務省経済局東西通商課長が村井七郎大蔵省為替局企画課長に共同改正案への反対を通達した<sup>(52)</sup>。

ところが、村井は「今に至って課長レベルで回

答されても困る」として、外務省の意向に強く反発した。共同改正案は、大蔵省にとって「局長以上の問題」かつ「大蔵省対国会の問題」であった。なぜならば、すでに村上一大蔵省為替局長が大蔵委員会の理事会において、外務当局も北朝鮮の強制バスター地域からの除外に「特に反対の訳ではない」と述べたうえで、10月1日までに共同改正案を実施すると明言していたからである。さらに、村井は「そもそも本件改正については、規則上は外務省の事前同意を得る要はなく、大蔵省としては「既定方針とおり改正案を進めている次第である」と述べ、共同改正案の実施強行すら示唆した。大蔵省の反発は、外務省経済局東西通商課が「兎に角大蔵を翻意せしめる要あり」と経済局長とアジア局長に伝えるほど強かったのである<sup>(53)</sup>。

外務省経済局は大蔵省からの想定外の猛反発を受け、9月24日の外務省幹部会を前に、「人の交流制限は存続し、かつ、パブリシティは極力さけることを条件として、本件改正には反対せざることを決定した。経済局が共同改正案の実施を容認した理由は、次の三つである。第一に、日韓会談が早急に妥結する見通しもないため、むしろ日朝貿易に対する従来の「不自然な制限は、今の時期において解消することも一策である」こと。第二に、共同改正案の実施を強く主張する大蔵省と、外務省の意向に応じて日朝貿易の制限の継続を考慮する通産省との間で「態度に喰違いの生ずることにつき通産省は不満を抱いている」こと。第三に、韓国側からの抗議に対しては、共同改正案の「本来の目的は、IMFとの関係上、貿易為替の自由化の一環としての改訂であり、北鮮貿易の緩和を目的としたものではない、との説明をもって納得せしめることが出来ると考えられる」こと<sup>(54)</sup>。

特に注目すべきは、「日韓交渉は早急に妥結の徴もない」という外務省経済局の認識である。1961年10月20日、池田勇人政権と朴正熙政権の間で第6次日韓会談が開始された。翌年3月には、小坂善太郎外相と崔徳新外相が東京で5回にわたり、公式に会談した。ところが、この外相会談では、請求権問題に関する日韓双方の主張が依然として大きく隔たっていることが明らかとなっ

た。事務折衝では解決できない問題を政治折衝で解決する試みは、事実上成果なしに終わったのである<sup>(55)</sup>。また、外相会談と並行して進められた事務折衝も行き詰まっていた。すなわち、一般請求権小委員会では、請求権の法的論理や事実関係をめぐって、日韓間の応酬が繰り返された（金恩貞 2018: 251-252）。このような第6次日韓会談の停滞を受けて、経済局は共同改正案の実施を容認したといえる。

外務省幹部会は上記の経済局の決定をふまえたうえで、共同改正案に対する外務省の方針として、次の3点を最終決定した。第一に、原則的には共同改正案に異論はないものの、日韓会談が「微妙な段階」に来ているため、1962年末までの共同改正案の実施を延期する。第二に、1963年1月以降は日韓会談の結果にかかわらず、共同改正案の実施に同意する。第三に、もし日韓会談が1962年内に妥結した場合は、ただちに共同改正案の実施に同意する<sup>(56)</sup>。要するに、幹部会はあくまでも日韓会談が妥結するまでは、韓国政府を刺激しかねない共同改正案の実施を延期すべきと考えていた。

実際には、共同改正案は外務省幹部会決定の示した延定期限を待たず、1962年11月1日に実施された。すなわち、従来の標準決済方法に関する規則が廃止され、新たに大蔵省令の「標準決済方法に関する省令」が施行された。この省令では、北朝鮮との決済を禁止していた条項が取り除かれ、北朝鮮との決済もすべて標準決済として認められることになった。また、通産省も同日、輸出貿易管理規則の一部を改正し、北朝鮮が強制バスター地域から除外された。日朝貿易は、日朝間の取引自体に対する法的制約が取り除かれた結果、「一応日中貿易と同様の取扱い」となった（日朝貿易会 1962: 5-6）。

なぜ、共同改正案は延定期限を待たずに実施されたのか。先行研究では、池田政権の日朝貿易に対する姿勢は日中貿易の拡大を念頭に置いたものとされる（朴正鎮 2012: 465-466）。確かに、この時期には高碓達之助と廖承志の間で「日中総合貿易に関する覚書」が調印され、翌年からは「LT貿易」が開始された。しかし、先述のとおり、

1962年内の共同改正案の実施には、日韓会談の妥結が条件とされていた。そこで、第6次日韓会談の展開を振り返ると、同年9月には日韓間の事務折衝に一定の目処がついた。そして、10月20日、金鍾泌中央情報部長が来日し、池田首相や大平外相との会談を重ねた。日韓請求権交渉は、政治決着が近づいていた（金恩貞 2018: 263）。このように、日韓会談の妥結の見通しが立ったからこそ、1962年11月1日というタイミングで、外務省は共同改正案の実施に同意したと推測される。

ここで留意すべきは、日朝間の直接決済の実現は、日韓関係の悪化が日朝経済関係の進展を生み出してきた従来のパターンとは逆に、日韓関係の悪化によってもたらされたということである。外務省は「対韓考慮」を理由に、一貫して日朝貿易の拡大に反対してきた。そして、日朝貿易の制限は、一向に好転しない日韓関係を前に、外務省が通産省や大蔵省に押し切られるかたちで取り払われてきた。ところが、日韓間の最大の懸案であった請求権交渉が事実上妥結すると、外務省はもはや「対韓考慮」から日朝貿易の拡大に歯止めをかける必要性を失ったのである。実際、外務省は日朝貿易の次の課題となったコルレス契約の締結や延払輸出の実現については、比較的簡単に容認した。

日朝間の直接決済が実現してからも、日朝貿易には人的往来や輸銀融資などの問題が残された。それでも、1963年の日朝貿易額は前年比1.6倍の約53億円、さらに1964年の日朝貿易額は前年比2倍以上の113億円に達した。日朝貿易は共同改正案の実施によって、依然としてさまざまな制約を抱えながらも「本格的な発展の段階に入った」のである（日朝貿易会 1963: 5）。そして、日朝貿易は日韓国交正常化という逆風を乗り越え、1970年代に入るとさらなる飛躍的發展を遂げていく。

## おわりに

日朝貿易の史的展開とその背景をふまえると、「戦後」日朝関係には「経済の論理」が通底していた。すなわち、日朝貿易の制度化（制限緩和）の過程では、同じ資本主義陣営の韓国との国交正

常化を優先しようとする外務省の「冷戦の論理」と、対北朝鮮経済関係の拡大を模索する通産省、大蔵省、経済界の「経済の論理」とのせめぎ合いが存在した。そして、「対韓考慮」から日朝貿易に反対する外務省を押し切ったかたちで、通産省や大蔵省が日朝貿易の制限緩和を容認したことで、東アジア冷戦下であるにもかかわらず北朝鮮との貿易は拡大した。

しかも、通産省、大蔵省、経済界の「経済の論理」には、それぞれ異なる思惑や要因があった。通産省は、貿易拡大という基本方針や無煙炭をはじめとする対北朝鮮輸出品目の国内需給状況を重視し、日朝貿易に積極的な姿勢をとり続けた。大蔵省は、為替自由化を進める必要から、決済面における日朝貿易の制限撤廃に大きな役割を果たした。経済界は、鉄鉱石をはじめとする北朝鮮の安価な鉱物資源に注目し、日朝貿易の拡大を模索した。朝鮮植民地支配の経験により、日本の経済界が北朝鮮の鉱物資源の特徴を「熟知」していたことも、日朝貿易の促進要因として作用した。このような三者の異なる思惑から導き出された「経済の論理」が、外務省の「冷戦の論理」を上回ることで、日韓会談の裏面で日朝貿易は拡大し続けたのである。

「経済の論理」に支えられて、東アジア冷戦下においても一定の「自主性」を有した日朝関係が展開されたことは注目に値する。換言すれば、「経済の論理」は東北アジア冷戦構造という制約を乗り越えた日朝関係を切り拓く可能性をも秘めていた。他方で、「戦後」日朝関係の限界もまた、「経済の論理」に内包されていたことは否定できない。日韓会談のさなかにも「経済の論理」によって制度化が進んだ日朝貿易は、デタント期に入るとさらなる発展を遂げた。具体的には、1971年10月に対北朝鮮輸出への輸銀融資が解禁されたことにより、日本の対北朝鮮輸出額は1974年には2億5190万ドルにまで拡大した。ところが、1973年10月の第一次石油危機や非鉄金属の国際価格の暴落により北朝鮮の外貨事情が急速に悪化すると、1975年半ばから対日輸入代金の支払い遅延が発生し始めた。その後、3度にわたるリスケ（債務返済計画の変更）が行われたものの、1983年10

月のラングーン事件を受けた日本政府の対北朝鮮制裁措置をきっかけに、北朝鮮は債務の償還を一方的に停止した。結局、1980年代後半以降、日朝貿易が大幅に縮小していった一方で、北朝鮮の対日債務は2000億円あまりに膨れ上がった。北朝鮮の累積債務問題は、いわゆる日本人拉致問題や核・ミサイル開発による北朝鮮「敵視」言説とともに、日本企業が対北朝鮮取引を促進するうえでの足かせとなっているのみならず、日朝国交正常化交渉における懸案の一つにもなっている。

このような日朝貿易の顛末をふまえると、今日の日朝関係が政治面だけでなく経済面でも完全に停滞している直接的な原因は、北朝鮮の対日債務不履行や核・ミサイル開発に求められる。しかし、より構造的な問題として、ポストコロニアルの課題としての日朝国交正常化の必要性にもかかわらず、戦後日本が「経済の論理」にもとづく日朝関係の構築に終始したことが指摘されねばならない。すなわち、日本の経済界が北朝鮮の安価な鉱物資源や輸出市場に魅力を感じている限りは、「冷戦の論理」を上回る「経済の論理」によって北朝鮮との経済関係の拡大が図られ続けた。ところが、エネルギー革命や鉱物資源の価格変動、北朝鮮を取り巻く環境の悪化によって、日本にとっての北朝鮮の経済的重要性が低下すると、「経済の論理」という推進力を失った日朝関係は漂流することとなったのである。

#### 〈参考文献〉

- 李元徳 2011. 「日韓基本条約と北朝鮮問題——唯一合法性条項とその現在の含意」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化I——東アジア冷戦編』法政大学出版局、321-349 ページ。
- 井上正也 2010. 『日中国交正常化の政治史』名古屋大学出版会。
- 岩間敏 2016. 『日米開戦と人造石油』朝日新聞出版。
- 太田修 1999. 「大韓民国樹立と日本——日韓通商交渉の分析を中心に」『朝鮮学報』第173輯、1-48 ページ。
- 外務省特別調査委員会 1946. 『日本経済再建の基本問題 改訂』外務省調査局。
- 金子文夫 2002. 「対アジア経済関係——東アジア貿易の展開を中心に」原朗編『復興期の日本経済』東京大学出版会、29-68 ページ。
- 木宮正史 2018. 『ナショナリズムから見た韓国・北朝

- 鮮現代史』講談社。
- 金恩貞 2018. 『日韓国交正常化交渉の政治史』千倉書房。
- 木村光彦 2016. 『北朝鮮経済史 1910-60』知泉書館。
- 高崎宗司 2004. 『検証 日朝交渉』平凡社。
- 谷京 2021. 「日朝貿易に関する日本政府の政策決定——1960年代前半における直接輸送と直接決済の実現を中心に」『アジア経済』62巻3号、2-31 ページ。
- 谷京 2022. 「戦後日本の経済再建構想と日韓通商交渉——旧植民地との経済関係の再構築という視点から」『朝鮮史研究会論文集』第60集、149-174 ページ。
- 朝鮮総督府殖産局 1935. 『朝鮮工業の現勢』朝鮮総督府殖産局。
- 朝鮮総督府殖産局鉱山課 1933. 『朝鮮の無煙炭』朝鮮鉱業会。
- 通商産業省通商局通商調査課 1956. 『日本貿易の展開——戦後10年の歩みから』商工出版社。
- 日朝貿易会 1959. 「一般情勢と日朝貿易会活動報告」『日朝貿易』第6号、8-14 ページ。
- 日朝貿易会 1961. 『日朝貿易の新しい段階とこれからの課題』日朝貿易会。
- 日朝貿易会 1962. 「日朝貿易における決済問題」『日朝貿易』第43号、2-7 ページ。
- 日朝貿易会 1963. 『日朝貿易の経過と当面の課題』日朝貿易会。
- 日朝貿易会 1970. 『日朝貿易の手引』日朝貿易会。
- 朴正鎮 2012. 『日朝冷戦構造の誕生 1945-1965——封印された外交史』平凡社。
- 原康宏 2008. 「日本統治下朝鮮の鉱業生産統計の推計」『広島経済大学経済研究論集』31巻3号、247-267 ページ。
- 宮原正宏 1964. 「日朝貿易の経過と現状」『朝鮮研究』32号、5-13 ページ。
- 村上貞雄 1996. 「私が見た北朝鮮の内幕——日朝貿易40年秘話」『中央公論』111巻6号、92-108 ページ。
- 庚炳富 2004. 「1910年代における北東アジアの鉱業政策——朝鮮を中心として」『エネルギー史研究——石炭を中心として』No. 19、87-107 ページ。
- 和田春樹 2012. 『北朝鮮現代史』岩波書店。
- 『朝日新聞』。
- 『京城日報』。
- 『中外商業新報』。
- 『読売新聞』。
- (1) 外務省調査局「今後ノ国内経済施策二関スルー考察」1945年9月18日、一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター「日本・旧満州鉄鋼業資料——水津利輔氏旧蔵資料」(2024年7月28日閲覧、<https://hdl.handle.net/10086/54288>)。
- (2) 外務省調査局「経済的観点より見たる我国朝鮮統

- 治政策の性格と其の問題」1945年12月20日、A'4.1.2.1、外務省外交史料館。
- (3) Central Intelligence Agency, "Strategic Importance of Japan," ORE 43-48, May 24, 1948, U.S. Declassified Documents Online (accessed July 28, 2024), <https://link.gale.com/apps/doc/CK2349420615/USDD?u=hitotuni&sid=USDD&xid=d2fcd244>.
- (4) ア五課「対北鮮貿易につき見解問合せに関する件」1955年1月27日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。
- (5) 外務省アジア局「北鮮との貿易その他諸関係を樹立することの可否に関する件」1955年6月3日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。
- (6) 「北鮮貿易に関する件」1955年8月、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。
- (7) 北東アジア課「北鮮貿易に関する件」1960年6月16日、2010-4106、外務省外交史料館。
- (8) 経通「対北鮮貿易の現状について」1960年6月30日、2010-4106、外務省外交史料館。
- (9) 「日朝貿易協定」1957年9月27日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。
- (10) ア一課「日朝貿易に関し日朝協会長の要請の件」1957年11月20日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。
- (11) 経済局東西通商課「わが国の対北鮮貿易取引実績について」1960年、2010-4106、外務省外交史料館。
- (12) 北東アジア課、前掲「北鮮貿易に関する件」。
- (13) 経通、前掲「対北鮮貿易の現状について」。
- (14) 「北鮮貿易に関する件」1959年、2010-4106、外務省外交史料館。
- (15) 北東アジア課、前掲「北鮮貿易に関する件」。
- (16) 前掲「北鮮貿易に関する件」。
- (17) 東西通商課長「従来の『対北鮮貿易取引実績』について」1960年3月3日、2010-4106、外務省外交史料館。
- (18) 北東アジア課「日韓貿易の現状」1959年6月19日、2010-4106、外務省外交史料館。
- (19) 経ア「日韓貿易の両国経済に及ぼす影響」1959年6月11日、2010-4106、外務省外交史料館。
- (20) (経、通) 武藤「煉豆炭用無煙炭の北鮮乃至南鮮(韓国)からの輸入に関する件」1959年9月14日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。
- (21) 経済局東西通商課、前掲「わが国の対北鮮貿易取引実績について」。
- (22) 同上。
- (23) 日朝貿易会「日朝貿易正常化に関する陳情書」1960年3月1日、2010-4106、外務省外交史料館。
- (24) 経済局東西通商課「北鮮茂山鉄鉱石の輸入に関する件」1961年6月16日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。
- (25) 川瀬一貫「鉛精鉱の標準外決済の輸入許可に関する件陳情」1960年5月31日、2010-4106、外務省外交史料館。
- (26) 北東アジア課、前掲「北鮮貿易に関する件」。
- (27) 経通「対北鮮貿易との関連における標準決済方法に関する規則改正に関する件」1960年6月13日、2010-4106、外務省外交史料館。
- (28) 北東アジア課「第3国地を決済地とする対北鮮輸入に関する件」1960年8月6日、2010-4106、外務省外交史料館。
- (29) 同上。
- (30) 北東アジア課「第三国地を決済地とする対北鮮貿易に関する件」1961年2月17日、2010-4106、外務省外交史料館。
- (31) 外務省アジア局北東アジア課「日韓会談に対する見方に関する件」1960年11月28日、文書番号350、日韓会談文書情報公開アーカイブズ：北東アジア課、前掲「第三国地を決済地とする対北鮮貿易に関する件」。
- (32) 北東アジア課、前掲「第三国地を決済地とする対北鮮貿易に関する件」。
- (33) 「北鮮との貿易」1961年、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。
- (34) 北東アジア課、前掲「第三国地を決済地とする対北鮮貿易に関する件」。
- (35) KOREAN MISSION IN JAPAN「NOTE VERBALE」1961年4月7日、2010-4106、外務省外交史料館。
- (36) 外務省「北鮮貿易一部緩和に関する韓国政府よりの口上書に対する反駁」1961年4月20日、2010-4106、外務省外交史料館。
- (37) 北東アジア課、前掲「第三国地を決済地とする対北鮮貿易に関する件」。
- (38) 北東アジア課「対北鮮貿易の手續規則について」1962年8月23日、2010-4106、外務省外交史料館。
- (39) 稲山嘉寛発金最善宛電信、1961年3月20日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。
- (40) 経済局東西通商課「北鮮茂山鉄鉱石の輸入について」1961年8月25日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。
- (41) 通商局市場第三課「北鮮向放送設備輸出契約に伴う北鮮技術者入国の件」1961年10月2日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。
- (42) 北東アジア課、前掲「第三国地を決済地とする対北鮮貿易に関する件」。
- (43) 経済局東西通商課「北鮮向放送設備の輸出に関する件」1962年7月27日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。
- (44) 通商局市場第三課、前掲「北鮮向放送設備輸出契約に伴う北鮮技術者入国の件」。
- (45) 経済局東西通商課、前掲「北鮮向放送設備の輸出に関する件」。
- (46) 経済局東西通商課「対北鮮強制バーター制度の廃

- 止及び標準決済規則改正に関する通産省通報の件」  
1962年7月27日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。
- (47) 北東アジア課「対北鮮貿易の手續規則について」  
1962年8月23日、2010-4106、外務省外交史料館。
- (48) 経済局東西通商課、前掲「対北鮮強制バーター制度の廃止及び標準決済規則改正に関する通産省通報の件」。
- (49) 北東アジア課「対北鮮貿易の手續規則改正について」1962年9月5日、2010-4106、外務省外交史料館。
- (50) 経済局東西通商課「対北鮮貿易措置の改正について」1962年9月10日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。
- (51) 北東アジア課、前掲「対北鮮貿易の手續規則改正について」。
- (52) 経済局東西通商課「対北鮮貿易改正措置に関する件」1962年9月10日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。
- (53) 同上；経済局東西通商課、前掲「対北鮮貿易措置の改正について」。
- (54) 経済局「対北鮮貿易措置改正に関する件」1962年9月22日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。
- (55) 外務省アジア局北東アジア課「日韓会談問題別経緯(4)(一般請求権問題)(その2)」1963年10月1日、1頁、文書番号533、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。
- (56) 経済局、前掲「対北鮮貿易措置改正に関する件」。